令和３年度　事業計画

１　新型コロナウイルス対策を講じた相談活動の推進

　　新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、感染防止対策の徹底を図りながら、相談活動を推進する。

（１）電話相談

　　　毎週月～金曜日までの10：00～16：00までの間、長野相談室、中信相談室において支援事業員による電話相談を行う。

　令和３年度６月よりシフト形態を変更して、10：00～13：00、13:00～16：00の二部制とし、活動費の値上げを図る。

（２）面接相談

　　　新型コロナ禍において、面談による面接相談を躊躇する相談者に対しても、安心して相談に来所してもらえるよう、マスク着用、アクリル板の設置、定期的な換気、消毒液の設置など、感染防止対策を徹底して面接相談事業を実施する。

　　　また昨年度リモート環境が整備されたことも鑑み、リモートによる面接相談の実施も視野に検討を重ねる。

（３）直接的支援

　　　直接的支援についても新型コロナウイルス感染防止対策を実施した上で、長野県警察本部犯罪被害者支援室はじめ、関係機関と連携をとりながら、警察署、検察庁、裁判所等への付き添い活動を推進するとともに、必要に応じて代理傍聴、関係機関との連携による支援活動を展開する。

２　支援員の育成・スキルアップのための研修等の実施

1. リモート研修の推進

令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中級研修（継続研修）について

は中止せざるを得ない状況もあったが、昨年度整備したリモート環境を生かし、本年度はリモート形式の研修を主に推進し、どこにいても継続して研修に参加できるよう研修の充実化を図る。

（各月の研修計画は、別紙のとおり）

1. 養成講座の実施

令和２年度について実施を見送った新規支援事業員を養成するための養成講座に　ついて、今年度はリモート形式で開催する。

リモート対応にし、リモートを利用できる支援事業員を募集することで、今後の研修等へも積極的に参加を促し、また新型コロナウイルスの感染拡大時においてもリモートでの研修を重ねることが可能となる。

（３）全国研修（質の向上研修）の開催

本年度、全国研修（質の向上研修）関東甲信越ブロックにおいて担当県となっていることから、質の向上研修上半期・下半期について開催予定である。

新型コロナウイルス感染状況に応じて、事務局、支援事業員一体となって充実した研修を開催できるよう推進する。

３　新たな広報啓発事業の推進

　　被害者支援の必要性、重要性の気運を高め、ひとりで孤立する被害者を生まないためにも、新たな手法、切り口からの啓発事業について推進するとともに、若年層の発信力を味方につけるなど、社会全体に発信することで支援の輪が広がることを目標として以下の活動を行う。

1. 長野県被害者支援条例制定に伴う活動の推進

長野県が条例制定を検討していくことに伴い、当センターとして具体的支援策が盛り込まれるよう要望していく。

1. 長野における被害者支援周知のための基盤づくり

長野県内における被害者支援の実態を周知し、「被害者支援」を他人事から自分事として捉え、支援の輪を広げるために、長野県内の犯罪被害者やご家族等からヒアリング等を行い、手記の制作や啓発の手法について模索し、体制基盤を整える。

1. 未来ある子供たちへ命の大切さを伝えるための広報事業

子供や学生へのアクションとして、「絵本制作プロジェクト」を立ち上げ、翌年度以降の発行を目指して、制作に向けた事業を展開する。

完成後は絵本配布に協力してくれる教育機関に配布し、被害者支援センターの存在を周知するとともに、子供たちに犯罪被害者の生まれない社会について、命の大切さについて知ってもらう活動を目指す。

1. 啓発イベントの開催

社会全体で被害者を支える社会づくりを達成するために、広く県民に対し被害者支援の重要性について啓発を行うため、新型コロナウイルス感染状況を見極めながらイベントを実施する。

開催にあたっては、県警警務課犯罪被害者支援室とも連携を図りながら、他のイベント開催時に実行することにより、単独のイベント開催以上に多くの人に被害者支援を周知することも可能となることから、開催時期についても見極めて検討を行う。

ワークショップ、トークショー、演奏等を候補とし、それらを通して被害者支援について知ってもらい、必要性を訴える契機とする。

1. SDGｓへの取組に向けた検討

SDGｓとは、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」の

ことであり、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを目的とし、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されている。

　ゴール目標である「５　ジェンダー平等を実現しよう」「１６　平和と公正をすべての人に」は正に当センターが目指す社会のあり方であり、活動の主軸となっていることから、これまでの活動を推進するとともに、同活動がSDGｓのゴール目標につながることを広く啓発し、SDGｓの切り口からも被害者支援の輪が広がるよう、SDGｓへの取組について検討する。

1. 早期援助団体としての活動の充実

早期援助団体として警察からの情報提供を受けるにあたり、当センターの実力を高めるとともに、早期援助団体として支援のメニューについて警察官全体に周知するため、各警察署における会議等の機会において、事務局から人材を派遣して広報をする等、「顔の見えるセンター化」を推進する。

県警警務部警務課犯罪被害者支援室と連携を行い、各署へ周知する機会があれば積極的に各署へ出向き、連携を強化するとともに、支援センターのアピールを行う。

（７）「命の大切さを学ぶ教室」への支援

「命の大切さを学ぶ教室」の開催にあたっては、県警警務課犯罪被害者支援室と連携を図りながら、講師の派遣など、協力して実施していく。

４　財政基盤の向上

（１）寄付型自動販売機設置の更なる促進

　　　令和２年度、寄付型自販機について13台増設となったが、更なる財政基盤強化のために、県内企業や関係機関への寄付型自動販売機の設置促進を図る。

（２）新規賛助会員拡大のためのファンドレイジング活動

　　　令和２年度の法人賛助会員数と個人賛助会員数が減少に転じ、今後も賛助会員の退会、減少が懸念されることから、機会あるごとに関係機関等を通じて、賛助会員拡大のための活動を通年展開する。

（３）各種助成金事業への積極的な申込みの実施

　　　令和２年度、新たに長野県みらい基金からの助成金申請を実施し、２つの事業について採択された。今年度についても継続して助成金等の情報に対してもアンテナを高くし、各助成金事業の内容を吟味した上で、当センターの活動に合致するものと認められる助成事業には積極的に申し込みを行う。